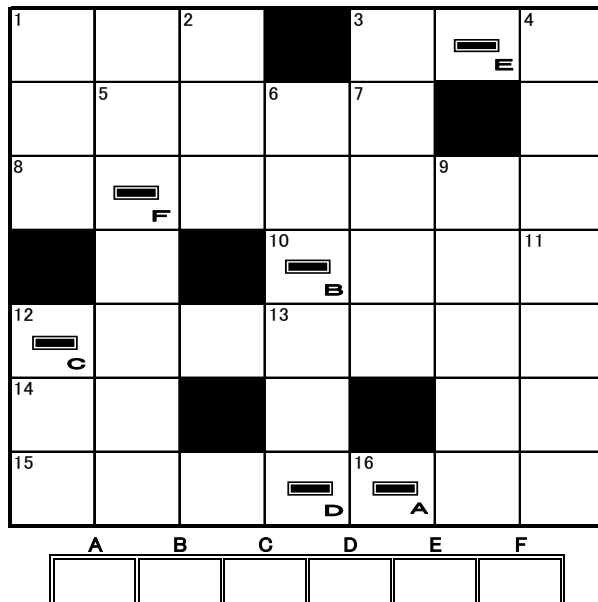


2 クロスワードパズルに挑戦!

めざせ裁判員制度博士

タテ、ヨコのカギをヒントにマス目をカタカナで埋めてクロスワードを完成させたら、A～Fをつなげて言葉を完成させよう!! ヒントは、裁判員制度ウェブサイト (<http://www.saibanin.courts.go.jp/>) で。



【ヨコのかぎ】

- ① 裁判員裁判では、裁判員に〇〇〇やすいように、例えば証拠調べは厳選された証拠によって行われるなど工夫した審理が行われます。
- ③ 選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年くじで選び裁判員候補者〇〇〇を作ります。この〇〇〇に載った方には、その旨を通知します。
- ⑧ 審理する事件の被告人又は被害者本人、その〇〇族、同居人などは、その事件について裁判員になることができません。
- ⑩ 裁判員として法廷に入るために、特別な〇〇〇〇を準備していただく必要はありません。
- ⑫ 評議において裁判員や裁判官がどのような意見を言ったかということなど、評議の秘密をもちた場合は〇〇〇〇があります。

- ⑭ 裁判員（候補者）には、裁判所に来ていただくときの日当や交通費のほか、裁判所から〇〇が遠いなどの理由で宿泊しなければならない場合には、宿泊費が支払われます。
- ⑮ 裁判員裁判は、原則として国民のみなさんから選ばれた裁判員〇〇〇〇と裁判官3人によって行われます。
- ⑯ 裁判員制度とは、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に〇〇〇してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合にどのような刑にするかを裁判官といっしょに決めてもらう「国民の司法〇〇〇」を実現する制度です。

【タテのかぎ】

- ① 裁判員制度のキャッチフレーズ「〇〇〇の視点、〇〇〇の感覚、〇〇〇の言葉で参加します。」
- ② 裁判員制度が導入されることで、国民のみなさんの感覚が、裁判の内容に反映されることとなります。その結果、裁判が身近となり、国民のみなさんの司法に対する〇〇〇と信頼が深まることが期待されています。
- ④ アニメーション「〇〇〇の裁判員物語」（裁判員制度広報ビデオ）は裁判所ホームページからご覧になれます。アニメに登場する涼子先生の声は「ルパン三世の不二子ちゃん」のアノ人です。
- ⑤ 裁判員として仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な扱いをすることは法律で〇〇〇られています。
- ⑥ 同居の親族の介護や〇〇〇〇を行う必要がある場合には、裁判員の辞退の申立てをすることができます。
- ⑦ 「〇〇〇〇金を取る目的で人を誘拐した」という事件も、裁判員裁判の対象事件です。
- ⑨ 裁判員も法廷で〇〇〇〇〇や被告人に質問することができます。
- ⑪ 「〇〇〇わしきは、被告人の利益に」が刑事裁判の大原則です。
- ⑫ アメリカ、イギリスといった国にも、〇〇審制という国民が裁判に参加する制度があります。
- ⑬ 裁判員候補者名簿の中から、事件ごとに〇〇で、裁判員候補者が選ばれます。選ばれた方には、裁判所に来ていただく日時等をお知らせします。

クロスワードの答えは、ホームページで公開中! <http://www.courts.go.jp/nagoya-h/> へ!

3 ご存じですか？裁判のあれこれ

執行猶予って？

『執行猶予』という言葉聞いたことはありませんか？「懲役2年執行猶予3年」なんて、よく新聞などに載っていますよね。

執行猶予とは、どのようなものなのか、皆さんはご存じですか？

執行猶予の効力

刑の執行猶予とは、情状によって一定期間刑の執行を猶予する制度です。つまり、すぐに刑務所に入ることにはないのです。それに、執行猶予期間中に更なる犯罪を犯さなければ、言い渡された刑は効力を失い、以後、その刑が執行されることはありません。要するに何事もなく執行猶予期間を無事過ごせば、刑務所に入らずにすむわけです。

例えば…

懲役2年



判決が確定すると、直ちに刑が執行され、被告人は刑務所で服役しなければなりません。

ところが、執行猶予がつくと…

懲役2年
執行猶予3年



再び罪を犯したりせず、3年間無事経過すれば、刑務所で服役することはありません。

執行猶予の期間

執行猶予の期間は、裁判確定の日から1年以上5年以下です。その範囲内で、裁判所が裁量によって具体的な期間を定めます。

また、執行猶予を付けることができるのは、3年以下の懲役・禁錮又は50万円以下の罰金に対してのみです。死刑や無期懲役などに執行猶予が付くことはありません。



《一口メモ》

執行猶予期間中に罪を犯し、裁判で有罪の判決を受けると執行猶予を取り消されることがあります。執行猶予が取り消された場合、執行が猶予されていた刑と執行猶予期間中に犯した罪の刑と合わせて執行されることとなります。

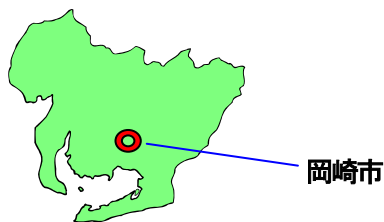
例えば、「懲役2年執行猶予3年」に処せられた人が、執行猶予期間中に再び裁判で懲役1年6月の判決を受けると、懲役2年+懲役1年6月=懲役3年6月という計算により、3年6月の間刑務所に入ることとなります。

4 管内短信 ～庁舎新営のお知らせ～

庁舎が新しくなりました！

名古屋地方・家庭裁判所岡崎支部
岡崎簡易裁判所 岡崎検察審査会

平成19年5月1日、名古屋地方・家庭裁判所岡崎支部、岡崎簡易裁判所及び岡崎検察審査会は新しく完成した庁舎での執務を開始しました。



庁舎のある岡崎市は、愛知県のほぼ中央部に位置する人口約37万人の都市です。徳川家康公の生誕地として知られ、岡崎城を中心とした城下町、また、東海道屈指の宿場町であったことでも有名です。

新庁舎は、城下町岡崎の風景にも馴染みやすく、旧庁舎時代に囲まれていた桜の木にちなんだ桜色の柔らかな印象を抱かせる外観となっています。

全館バリアフリー仕様となっており、多目的トイレ、授乳室を設置し、玄関ホールにはタッチパネル式の庁舎案内システムを備えるなど、利用しやすい施設となっているほか、環境への配慮として、屋上緑化システムを導入するとともに、ソーラーパネルを設置し、電力の一部をまかなえるようにしています。

また、平成21年5月までに導入される裁判員裁判に対応するため、裁判官3人と裁判員6人が着席できる法壇を備えた法廷が設置されています。



平成19年7月25日にはこの法廷において、岡崎市の高校生6人が裁判員として参加し、模擬裁判が行われました。参加した高校生らは、模擬裁判員という立場に緊張しつつも、真剣な表情で証人尋問や被告人質問に耳を傾け、評議の場では積極的に発言をし、裁判官と裁判員が一体となって結論を導き出すという過程を体験しました。参加した高校生からは、裁判に関わることの意義や責任を感じたといった感想が述べられていました。

このような経験を通じ、これまでより裁判を身近なものとして感じていただき、将来参加する可能性のある裁判員制度についての理解を深めるきっかけにいただければありがたいと思っています。

管内短信 ～広報行事のごあんない～

各地方裁判所では、10月から、裁判員制度広報行事を随時開催していきます。裁判員制度の説明だけでなく、国民の皆さんとの間で質疑応答や意見交換を行いながら、制度についての理解を深めていただける企画となっていますので、是非、ご参加ください。

名古屋地方裁判所

○ 裁判員裁判映画「評議」上映及び裁判官による解説・質疑応答

平成19年11月10日(土)午後 犬山国際観光センター・フロイデ(犬山市)
平成19年12月9日(日)午後 豊川商工会議所(豊川市)
平成20年1月19日(土)午後 アイプラザ半田(半田市)

<問い合わせ> 名古屋地方裁判所総務課広報係(052-203-9092)

津地方裁判所

○ 裁判員裁判用法廷見学及び裁判員裁判映画「裁判員」上映

平成19年10月6日(土)午前・午後 津地方裁判所

○ 裁判員裁判映画「裁判員」上映及び裁判官による解説・質疑応答、模擬評議体験

本年10月から来年2月にかけて、三重県各地で開催します。

<問い合わせ> 津地方裁判所総務課(059-226-4172)

岐阜地方裁判所

○ 無料法律相談(申込不要)

平成19年10月5日(金)10:00～ マーサ21 4階マーサホール(岐阜市)

○ 裁判員裁判映画「裁判員」上映(参加無料)

平成19年10月5日(金)10:00～ マーサ21 1階セントラルコート(岐阜市)

<問い合わせ> 岐阜地方裁判所総務課(058-262-5121)

福井地方裁判所

○ 裁判員裁判映画「裁判員」上映及び裁判官による解説・質疑応答

平成20年1月12日(土)13:30～ アオッサ(福井市)
平成20年1月26日(土)13:30～ 敦賀市民文化センター(敦賀市)
平成20年2月9日(土)13:30～ 越前市文化センター(越前市)

○ 模擬評議体験

平成20年1月20日(日)13:30～ アオッサ(福井市)

<問い合わせ> 福井地方裁判所総務課(0776-22-5000)

金沢地方裁判所

○ 裁判員裁判映画「裁判員」上映及び裁判官による解説・質疑応答

平成19年10月6日(土)10:00～ 金沢市材木公民館(金沢市)
平成19年11月10日(土)10:00～ 七尾サンライフプラザ(七尾市)

○ 模擬評議体験

平成19年12月8日(土)13:00～ 金沢地方裁判所
平成20年2月16日(土)13:00～ こまつ芸術劇場うらら(小松市)

<問い合わせ> 金沢地方裁判所総務課(076-262-4432)

富山地方裁判所

○ 裁判員裁判映画「裁判員」上映及び裁判官による解説・質疑応答

平成19年10月20日(土)13:00～ サンフォルテ(富山市)
平成19年11月17日(土)13:00～ 新川学びの森天神交流館(魚津市)
平成19年12月15日(土)13:00～ ニチマ倶楽部(砺波市)
平成20年1月19日(土)13:00～ 富山県高岡文化ホール(高岡市)

○ 模擬評議体験

平成20年2月16日(土)13:30～ 富山市民プラザ(富山市)

<問い合わせ> 富山地方裁判所総務課(076-421-3810)